

那須塩原市食育・地産地消推進計画（案）



令和元（2019）年〇〇月

那須塩原市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1～3頁
1 「食育」「地産地消」とは	1頁
2 計画の趣旨	1頁
3 計画の位置付け	2頁
4 計画の期間	3頁
第2章 食育・地産地消を取り巻く状況と課題	4～15頁
1 食生活の状況	4～7頁
2 健康の状況	8～9頁
3 農業、農産物、食をめぐる状況	10～14頁
4 食育・地産地消の課題	15頁
第3章 計画の基本方針	16～17頁
1 食育・地産地消の基本理念	16頁
2 食育・地産地消の基本目標	16頁
3 施策の方向性と計画の体系	17頁
第4章 施策の展開	18～39頁
基本目標1 自然や食に感謝する心を醸成します	
1 家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成	18～19頁
2 食に関する体験活動の促進	20～21頁
3 優れた食文化の継承	22～23頁
4 自然環境への負荷の低減	24～25頁
基本目標2 食を通じた健康づくりを推進します	
1 栄養バランスのとれた食生活の推進	26～27頁
2 生活習慣病の発症予防の推進	28～29頁
基本目標3 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します	
1 市産農産物の生産振興と消費の拡大	30～31頁
2 市産農産物のブランド力の向上	32～33頁
3 牛乳等の生産振興と普及拡大	34～35頁
基本目標4 安全・安心な食の確保と食に関する環境づくりを 推進します	
1 安全・安心な農産物の提供と食品の安全性に関する理解の促進	36～37頁
2 市民等と一体となった食育・地産地消推進活動の展開	38～39頁
第5章 計画の推進に当たって	40～41頁
1 計画の推進体制	40頁
2 計画推進における役割	40～41頁
3 計画の進行管理	41頁
資料	42～43頁

第1章 計画の策定に当たって

1 「食育」「地産地消」とは

「食育」とは、平成17年に制定された食育基本法の中で、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものとしてしています。

また、「地産地消」とは、平成22年に制定された地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消法」という。）の中で、「地域の農林水産物の利用」として、地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費することとしています。

2 計画の趣旨

食は命の源であり、私たちが健康で心豊かに暮らしていくためには欠かせないものです。

しかし、近年、経済のグローバル化、少子高齢化の進展、世帯構造の変化やライフスタイルの多様化など私たちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、食に関する価値観も多様化し、日本古来の健全な食生活や豊かな食文化が、徐々に失われていくことが危惧されています。

このような中、国は、食育基本法及び六次産業化・地産地消法の規定に基づき、食育推進基本計画や地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を策定し、食に関する諸課題の解決を図るための取組を進めています。

また、栃木県においても「とちぎの食育元気プラン」や「とちぎ地産地消推進方針」を策定し、食育・地産地消に関する各種施策を推進しています。

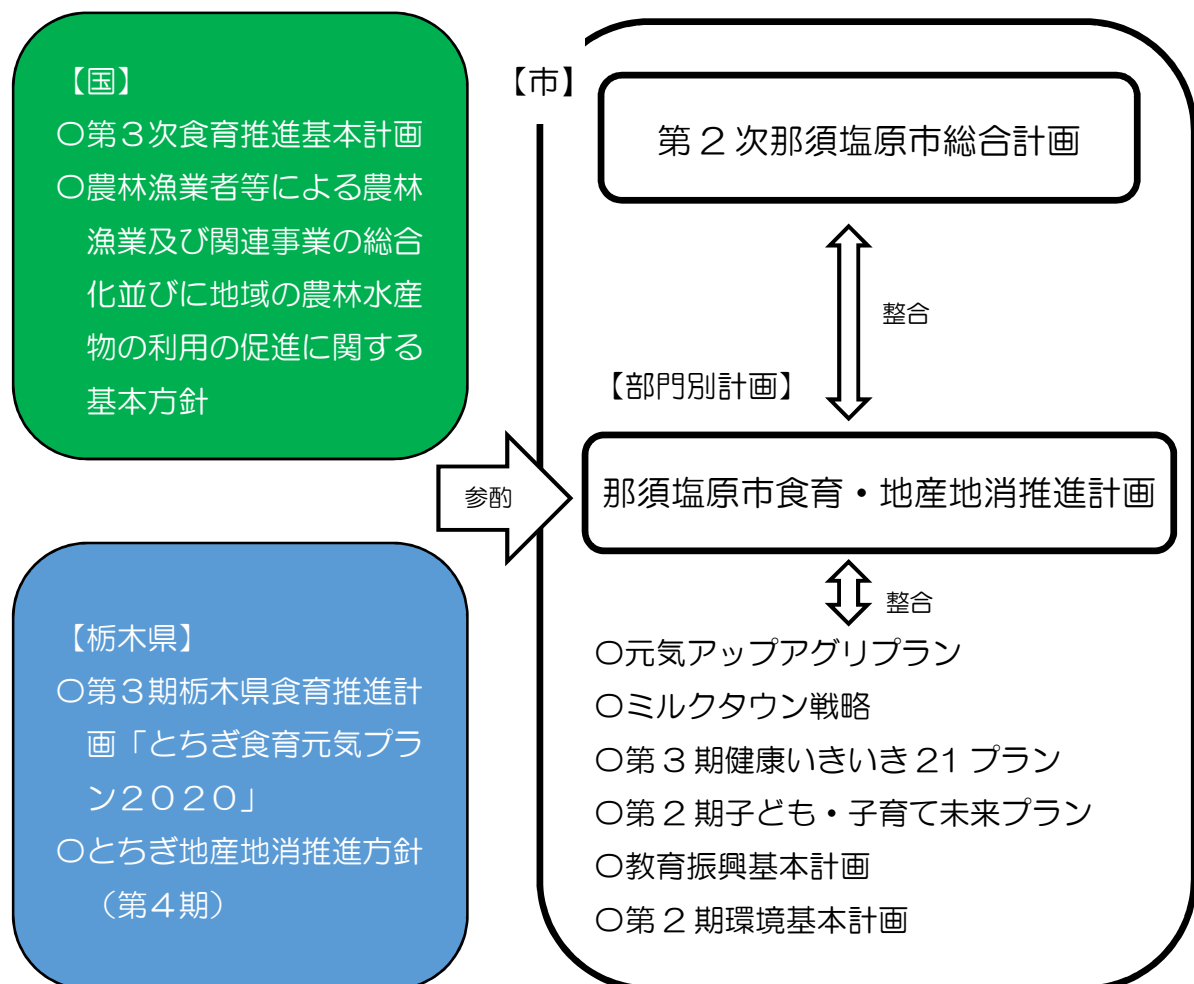
これまで本市においては、全国有数の農業生産地である強みを生かし、食育・地産地消の推進に努めてきましたが、食に関する諸課題に対応するため、今後も引き続き、市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消に取り組んでいく必要があります。

このため、本市の食をめぐる状況や課題、社会情勢等を踏まえ、本市の食育・地産地消の総合的かつ計画的な推進を図るため、「那須塩原市食育・地産地消推進計画」を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画と、六次産業化・地産地消法第41条第1項に基づく市町村促進計画として位置付けるものとし、策定に当たっては、国及び栃木県の上位計画を参酌するとともに、第2次那須塩原市総合計画をはじめとする本市の関連計画と整合を図るものとします。

また、本計画は、本市の食育・地産地消推進に当たっての基本的な考え方を示し、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項を定め、行政はもとより、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、広く市民がそれぞれの立場から連携、協力して食育・地産地消に取り組んでいくための指針とします。



4 計画の期間

令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年の計画とします。

ただし、社会情勢の変化等によって見直しが必要な場合には、必要な見直しを行うこととします。